

温室効果ガス排出量/社会情報 検証報告書

2025 年 7 月 17 日

株式会社ゆうちょ銀行 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

株式会社ゆうちょ銀行（以下「事業者」という。）が作成した算定対象※¹における算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油の使用、及び、事業者が使用した車両のガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12, 16※²において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

5) 欠勤率

事業者の正社員を対象とした欠勤率※³

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法※⁴に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)、及び、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 西日本貯金事務計算センターへチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

- ※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.7)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.5)」、及び、事業者が作成した「算定手順書 (スコープ 1, 2)」、「算定手順書 (スコープ 3)」
欠勤率の算定方法：事業者が作成した「欠勤率算出方法」
- ※5：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
- ※6：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用、
熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用
- ※7：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065-2020 (General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information) に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上